神奈川県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（医療分）交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画（以下「県計画」という。）に定める事業について、交付対象者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年９月12日医政発0912第５号厚生労働省医政局長通知、老発0912第１号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第２号厚生労働省保険局長通知）及び補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第２条　補助の対象とする事業は、県計画に基づき、別表１の事業区分ごとに、事業者が実施する次の事業とする。

(1) 在宅歯科診療所設備整備事業

(2) 医師等確保体制整備事業

(3) 産科等医師確保対策推進事業

(4) 病院群輪番制運営費

(5) 在宅歯科研修費

(6) 看護師等養成支援事業

(7) 院内保育所支援事業

(8) 新人看護職員研修事業

(9) 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業

(10) 在宅医療（薬剤）推進事業費補助

(11) 薬剤師復職支援事業費補助

(12) 精神科医療強化事業費

(13) 在宅医療施策推進事業

(14) 在宅歯科医療連携拠点運営事業

(15) 緩和ケア推進事業

(16) 病床機能分化・連携推進基盤整備事業

(17) かかりつけ歯科医普及定着推進事業

(18) がん診療口腔ケア推進事業

(19) 産科医師確保支援事業

(20) 訪問看護師離職防止事業

(21) 精神疾患に対応する医療従事者確保事業

(22) 看護実習支援事業

(23) 看護専任教員養成・確保支援事業

（補助額の算出方法等）

第３条　補助額は、次により算定する。

(1) 別表２の事業区分ごとに、基準額と補助対象経費の実支出額とを別表１の交付対象者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第２の補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

（申請書の提出期日等）

第４条　補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式１）に別に定める様式を添えて、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

２　補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたつて、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第４条の２　神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団

(3) 法人にあつては、代表者又は役員のうちに第１号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第１号に規定する暴力団員に該当するもの

２　知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

３　知事は、補助事業者が第１項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付条件）

第５条　規則第５条の規定による条件は、次のとおりとする。

　(1) 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。

　(2) 補助事業の内容又は経費配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の20％以内の変更については、この限りでない。

　(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けな ければならない。

　(4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

　(5) 補助事業者は、補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア　補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

イ　補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

また、証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

　(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円以上（事業者が地方公共団体以外のものの場合は30万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40 年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

　(7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

　(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

　(9) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。

(10) 補助事業者が規則第２条第４項に規定する間接補助金等を交付する場合は、同条第６項に規定する間接補助事業者等に対し、第13条と同一の条件を付さなければならない。

(11) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

(12) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

（変更の承認）

第６条　前条第２号から第４号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、補助金変更交付申請書（様式２）に別に定める様式を添えて、又は事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式３）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出するものとし、この提出は毎年度２月末日を最終期限とする。

（申請の取り下げのできる期間）

第７条　規則第７条第１項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（状況報告）

第８条　補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、事業実施状況報告書（様式４）により知事に報告するものとする。

（実績報告）

第９条　規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書（様式５）に別に定める様式を添えて、事業完了の日から起算して１か月を経過した日（第７条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して１月を経過した日）又は翌年度４月５日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

２　消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたつて、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条　消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式６）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

２　知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（届出事項）

第11条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 住所又は氏名を変更したとき。

(2) その他申請内容に変更があったとき。

（書類の経由）

第12条　規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、事業所管課を経由しなければならない。

附　則

この要綱は、平成26年12月25日から施行する。ただし、次に掲げる事業については、平成26年４月１日から適用する。

|  |
| --- |
| ７　院内保育所支援事業 |
|  | (1) 院内保育事業運営費補助事業 | ・院内保育事業運営費補助（国庫対象）・院内保育事業運営費補助（公的病院）・総合リハビリテーションセンター指定管理費（国庫対象） |
|  | (2) 院内保育所施設整備費補助事業 | 院内保育所施設整備費補助 |

附　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年７月15日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年９月15日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年10月16日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年12月25日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

別表１

|  |
| --- |
| ７　院内保育所支援事業 |
|  | (1) 院内保育事業運営費補助事業 | 県内に所在する院内保育所を設置する病院等の開設者（公立病院は除く） |
| (2) 院内保育所施設整備費補助事業 |

別表２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ７－(1)院内保育事業運営費補助事業 | 原則12か月運営し、かつ保育料として１人当たり平均月額10,000円以上徴収している各病院内保育施設につき、１により算定した基本額より別添４に定める保育料収入相当額を控除した額に、病院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、２により算定した加算額の合計額に0.42（ただし、公的病院については0.336）を乗じて得た額とする。 １　基本額 (1) Ａ型特例 １人×180,800円×運営月数 (2) Ａ型 ２人×180,800円×運営月数 (3) Ｂ型 ４人×180,800円×運営月数 (4) Ｂ型特例 ６人×180,800円×運営月数 ２　加算額 (1) 24時間保育を行っている施設 23,410円×運営日数 (2) 病児等保育を行っている施設 187,560円×運営月数 (3) 緊急一時保育を行っている施設 20,720円×運営日数 (4) 児童保育を行っている施設 10,670円×運営日数 (5) 休日保育を行っている施設 11,630円×運営日数 （休日とは、日曜日、祝日並びに12月29日から翌年１月３日をいう。） (注)１　運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数がおおむね15日以上である場合には１か月として算定して差し支えないものとし、また保育料とは保育に要する費用の保護者負担額(給食費を含む)をいう。２　Ａ型特例とは、児童１人以上、保育時間８時間以上で保育士等職員２人以上を有するものをいう。３　Ａ型とは、児童４人以上、保育時間８時間以上で保育士等職員２人以上を有するものをいう。４　Ｂ型とは、児童10人以上、保育時間10時間以上で保育士等職員４人以上を有するものをいう。５　Ｂ型特例とは、児童30人以上、保育時間10時間以上で保育士等職員10人以上を有するものをいう。６　24時間保育、病児等保育、緊急一時保育、児童保育、休日保育とは別添５のとおりとする。 | 病院内保育所の運営（運営については、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を尊重する。）に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、委託料（上記経費に該当するもの。） | ３分の２ |

（別添４）

保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率の算出方法

１　保育料収入相当額は、24,000円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出にあたっては対象となる上限の人数は次の表のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| 種 別 | 保育児童 |
| Ａ型特例 |  １人 |
| Ａ型 | 　　 ４人 |
| Ｂ型 |  10人 |
| Ｂ型特例 | 　　 18人 |

２　負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期余剰金を、補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担額（補助金交付前の額）で除した数値とする。

　　ただし、病院内保育施設運営費は、病院内保育施設運営費支出予定額と以下に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

　　標準経費＝保育士等の数×標準人件費＋その他の経費

（注）

(1) 保育士等の数は、当該年度の４月１日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の病院内保育施設利用職員の児童数を、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数で除して得た値（小数点第２位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数がＡ型特例及びＡ型にあっては２人、Ｂ型４人、Ｂ型特例10人とする。

 (2) その他の経費は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの知事が認めた額とする。

ただし、借入金の返済、土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外の費用は認めないものとする。

(3) 標準人件費は、以下に定める病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費とする。

○　病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる保育士等の数算出基準児童数

　　　 2.6人

○　病院内保育施設に係る標準経費の算出に用いる標準人件費

　 　年額3,186,000円

３　負担能力指数による調整率は、次の表のとおりとする。

　　ただし、病院内保育施設設置後３か年を経過していない施設にあっては適用しない。

|  |  |
| --- | --- |
| 負担能力指数 | 調整率 |
| ５未満 | 1.0 |
| ５以上20未満 | 0.8 |
| 20以上 | 0.6 |

（別添５）

院内保育事業運営費補助事業

１　24時間保育は、終日いずれの時間帯においても保育サービスを提供するものとする。

２　病児等保育

(1)　対象児童

　ア　医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童。

　イ　保育所に通所している児童ではないが、アと同様の状況にある児童（小学校低学年児童等を含む。）。

(2)　対象疾患等

　　 感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患などとする。

　　 また、原則として７日まで連続して保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、７日を超えて保育できるものとする。

(3)　施設

　　 病児等の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は病児等が２人以上横臥でき、１人当たりの面積が原則として１．６５㎡以上であること。

(4)　職員配置等

　ア　病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を１名以上配置すること。

　　　なお、病児等の児童数が２名を超える場合には、病児等２名に対し看護職員１名の配置を基本とすること。

　イ　児童の受け入れに当たっては、当該施設等の医療機関の医師により、当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

　ウ　体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

　　エ　他の児童への感染の防止に配慮すること。

(5)　利用事務手続等

　ア　利用事務手続きについては実施施設毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

　イ　利用申請があった場合は、受入上支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

(6)　保育料の徴収

　　 病児等保育の実施に係る費用については、１日当たり3,200円以内で保護者より徴収するものとする。（ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することを妨げないものであること。）

(7)　その他

　　 病院等従事職員の委託を受けて病児等保育を実施する他に、市町村等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、実情に応じて病児等児童の保育受け入れを行うものとすること。

３　緊急一時保育

(1)　対象児童

　　 24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の乳児または幼児であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童（小学校低学年を含む）。

(2)　対象となるサービス

　　 病院内保育所が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と契約しており、かつ保育サービス提供者への支払を当該病院内保育所の会計で行い、(1)の児童を保育したことにより病院内保育所がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

(3)　緊急一時保育の対象となるサービス提供事業者

　　 許可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦（夫）等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、許可保育所都道府県又は市区町村が行う行政措置及び家庭ならびに同居の親族が行う保育については対象としない。

４　児童保育

　(1)　対象児童

　　　 病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童（以下、放課後児童という。）。

　(2)　施設

　　　 児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保することとする。

　(3)　職員配置

　　　 放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい）を１名以上配置すること。

５　休日保育は、以下に掲げる日に保育サービスを提供するものとする。ただし、以下に掲げる日であっても、診療日として表示する日を除く。

　(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年７月20日法律第178号）第３条に規定する休日

(3) 12月29日から翌年１月３日（前号に掲げる日を除く。）